

平成 26 年度 行政事業レビュー公開プロセス事前勉強会 議事概要【総務省】

説明案件：0002 行政評価等実施事業（総務本省）【最終回説明】

1. 日時：平成 26 年 6 月 16 日（月）15 時 30 分～16 時 30 分
2. 会場：総務省第 3 特別会議室（総務省 11 階）
3. 外部有識者：次のとおり（敬称略）。
北大路信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
石堂 正信 公益財団法人交通協力会理事
土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授
4. 説明者：総務省行政評価局総務課
5. 事務局：総務省行政事業レビュー推進チーム事務局（大臣官房会計課及び大臣官房政策評価広報課）
6. 陪席：内閣官房行政改革推進本部事務局
7. 概要：最初に説明者から、資料に沿って説明。引き続き、出席された外部有識者の先生方と以下のとおり質疑応答・意見交換を実施。

意見・質問	回答
<p>（石堂先生）</p> <p>以下の 3 点について、質問したい。</p> <p>①行政評価局は、必要性の強さに応じて調査を行っているのか、それとも必要性がそれほどでなくても、局の調査能力があれば調査をするのか。</p> <p>②調査テーマについて、別紙 1 を見ると、広いテーマと限定されたテーマが混在しているが、調査テーマの要件は何か。例えば、平成 23 年度の「世界最先端の「低公害車」社</p>	<p>①について まず、当局の調査は、必要性のあるものについて行っている。当局の調査能力との関係で考えたことはないが、実際問題として、行政において調査の必要性のある案件は常にあり、残念ながら当局の調査能力はすべてを網羅できるわけではないので、少なくとも当局の調査能力の限りで調査したものは、必要性がある案件となっていると考える。</p> <p>②及び③について 先生のご質問は総じて当局の調査テーマの選び方についてのご関心のようなものである。</p> <p>当局の調査は、初めから経費に着目するわけではなく、制度の効率性など他の観点に重点を置いて調査を行う。それでも、結果として、経費の無駄遣いが分かれば指摘を行う。</p> <p>一方、会計検査院の調査は、会計経理、会計法規と</p>

<p>会の構築に関する政策評価」はテーマが大きいが、平成 24 年度の「在外公館に関する行政評価・監視」、「製品の安全対策に関する行政評価・監視」は的の絞られたテーマである。</p> <p>③別紙 1 のうち、例えば平成 23 年度の「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」など、経費の非効率な使用が指摘されているが、これは会計検査院の業務と重なるのではないかと考えるがどうか。</p>	<p>の合規性などに重点があるのではないか。</p> <p>また、当局の取組では、従来、政府全体の行政改革の取組のサポートをしてきた経緯から、そういう視点を取りやすい。ご指摘の在外公館や製品の安全対策の調査もその例だと思う。</p> <p>そのようなご理解をいただいた上で、当局の調査には大きな政策を捉えたものと、具体的な事業を捉えたものがある理由についてである。</p> <p>当局の行政評価局調査は根拠からさらに「総務省の行う政策の評価」と「行政評価・監視」の 2 種類に分けられる。「総務省の行う政策の評価」は、政策の総合性・統一性などが問題になるので、大きいテーマになる。低公害車の調査はこの例であり、しかも政策の体系がしっかりとできていないということが論点になった。</p> <p>ご指摘の他の調査は、具体的な事業に着目した「行政評価・監視」であり、必然的に具体的な内容となった。</p> <p>なお、行政評価・監視であっても、調査対象の性格によつて的の絞られ方に差が出てくることはあると考える。</p>
<p>(石堂先生)</p> <p>会計検査院の調査も政策を見据えたものに変わってきているが、会計検査院と調査を事前に調整することはあるのか。</p>	<p>憲法機関との調整という用語があるように考える。実態としては、定期的に幹部が、その年の調査計画を説明したり、意見交換を行うなどしている。調査相手に負担がかかりすぎることは好ましくないため、それを避けるよう努力している。</p>
<p>(石堂先生)</p> <p>J R 北海道の調査を行うと聞いたが、国土交通省の行政に対して調査を行うのか、特殊法人の J R 北海道に対して調査を行うのか。</p>	<p>当局の調査は、国土交通省の行政が対象である。それを見る限りで必要な範囲で関係法人の調査を行うのであり、具体的に J R 北海道に調査するかどうかはその必要の範囲か否かで判断することになる。</p>
<p>(土居先生)</p> <p>調査テーマは、定まった</p>	<p>定まった基準はない。調査テーマは、当局の調査の強</p>

<p>選定基準があるのか。あれば出して欲しい。</p>	<p>み、施政方針に盛り込まれた政府の関心事項、国民の関心事項などを考慮して決めている。また当局では、府省毎の担当が各府省の政策のリストアップを行う。その上で調査テーマを選定する。</p>
<p>(土居先生) 調査テーマの設定の仕方により成果指標の意味が変わると考えるが、いかがか。例えば、各府省が徹底的に改善を行うべきテーマに絞るのであれば成果実績は高いほど望ましく、各府省に問題提起をすることに主眼を置くのであれば必ずしも各府省が勧告等に従う必要はなく成果実績が高くなる必要もない。</p>	<p>御指摘の成果指標の意味については、当局も日々試行錯誤しているところ。ただ、レビューシートに記載した成果指標の数値が高く出やすいように調査を行っては、当局の調査機能の意味はあまりないのではないかと考えている。例えばこれまで当局が提起してきた様々な問題点のうち、特殊法人を全て横並びで捉えるべきであるという指摘は、指摘の相手方が指摘を受けて何か取組を行う保障が全くないものであった。当局は今後もこうした問題点の指摘を行っていかねばならないと考える。</p>
<p>(石堂先生) 5 ページの支出先上位10 者リストにおいて、Aの2 及びBの1 が落札率100%であるのはなぜか。</p>	<p>Aの2については、企画競争であり、あらかじめ予算額を提示した上で企画案の募集を行うことから、決定業者の見積額は、提示した予算額と同額になったものとみられる。 Bの1については、入札を行った2社のうち落札した業者の入札額がたまたま予定価格と一致したとみられる。</p>